

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.9

Vol.28

A row of red 'ONE TEAM' branded swings is set up on a green lawn in front of a modern building. The swings have red seats and are suspended from a white metal frame. Each swing has a red banner with a white crest and the text 'ONE TEAM' and 'JAPAN NATIONAL RUGBY TEAM'. The background shows a modern building with large glass windows and green trees.

ダイエツトサプ
広告の注意点

9月25日から27日まで、東京ビッグサイトにて「ダイエット&ビューティーフェア 2023」が開催されます。

丸の内ソレイユ法律事務所では今年も3日間ブース出展をしておりますので、ご来場の際は是非お立ち寄りください。

さらに3日間毎日会場セミナーを開催。セミナーには弁護士が登壇し、昨今の法規制の概要や、最新の摘発事例の解説も致します。セミナー終了後には、弊所ブースにて弁護士が待機しておりますので、ご質問等ございましたらお気軽にブースまでお越し下さい。

～今月のテーマ～

今月はダイエット&ビューティーフェア
ダイエットサプリで気をつけたい広告表現



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 柳澤 里衣

Executive Summary

1. 今月はダイエット&ビューティーフェアが開催されます
2. ダイエットサプリは、「健康」食品
3. 定期購入のネット販売の注意事項
4. 最後に

1 ダイエット&ビューティーフェアが開催

今月25日から27日まで、東京ビッグサイトにて、ダイエット&ビューティーフェア2023が開催されます。弊所のヘルス&ビューティーチームの弁護士も、薬機法に関するセミナーを行いますので、お越しいただけますと幸いです。今月は、そんなフェア開催にちなんで、ダイエットサプリに関する広告表現について、気を付けるべきポイントを解説します。

2 ダイエットサプリは、健康「食品」

まずダイエットサプリとは、体重を減らしたい、スタイルを良くしたいと思い、ダイエットをするときに摂取するサプリメント（健康食品）のことである、と定義付けます。

ここで、先に問題のある表現の具体例をお伝えします。「これを飲むだけで痩せる」「これを飲むと代謝が良くなります」「脂肪を燃焼させます」といったものです。これらに共通するポイントは、「サプリメントを飲むこと＝ダイエット」になっている点です。

大前提として、サプリメントは医薬品ではありません。そのため、飲むだけで何か身体に変化を起すということは想定できません。仮に、飲むだけで何か影響がある（例：飲むだけで体重が減る）ということが実際にあるのであれば、それはそもそも医薬品であるおそれがありますし、医

薬品としての承認を得ていないのであれば、未承認医薬品の疑いが生じます。

では、こういった広告内容であれば表現で済むのでしょうか。これは、もちろん商品ごとに特徴と摂取方法等を確認する必要があるので、基本的には、「普通の食事と置き換え」ことで、摂取カロリーを減らすことで、ダイエットをサポートする」という方向性になるかと存じます。健康食品が表記できる代表

的な効能効果の一つに、栄養補給があります。これは健康「食品」なので当然ではあるのですが、摂取したい栄養素を手軽に、確実に摂取できるというのは、有益な商品ですよ。こういった方向性で訴求するのはOKとされています。また、ダイエットを行うにあたり、適度な運動も必要である旨は記載しておいた方が誤解が生じないため、より良い広告になるかと存じます。

なお、ダイエットサプリに限らず、サプリメント（健康食品）として販売している商品の広告の中に、まれに「副作用はありません」という表記がなされていることがあります。そもそも健康食品というのは食品ですから、前述のとおり、それを摂取したとだけで直ちに身体に変化を生じさせるということはありません。それは悪い方向についても同様であり、副作用が生じることも想定されません。そのため、副作用がないこと自体は真実だとしても、そのようにあえて記載することで、身体に大きな影響ないし何等かの変化を与えることを想定した商品であるかのような誤解、つまり医薬品なのではないかという誤解を与えるおそれがありますので、このような記載もしないようにしましょう。



3 定期購入のネット販売の注意事項

ダイエットサプリの場合、ある程度の期間その商品を摂取することが前提になると思われますので、定期購入の方法で販売しているものが多いです。昨今ではインターネット販売が主流ですので、上記のような薬機法の観点の他に、特定商取引法や景品表示法の観点からも記載方法に注意すべきです。

定期購入の場合、特に解約方法ないし解約条件の記載が重要です。LP段階で可能な限りわかりやすく記載することが望ましいです。訴求力を高めようとすると同お届けの購入金額の安さを強調してしまいがちですが、初回お届け

後すぐの解約ができないような場合は、その旨

を明記しておくなど、消費者に誤解を与えない表記をする必要があります。また、LPから進んで、実際に購入する人向けには、最終購入画面を設置する必要がありますし、最終購入画面に記載しなければならぬ事項を漏れなく記載することが重要です。少し前から企業様からの相談としても最終購入画面のチェックのご相談を受けることが増えてまいりましたので、今一度、特に定期購入の方法で販売をされている企業様は、最終購入画面に必要事項が網羅されているかどうか、確認されることをおすすめいたします。

4 最後に

今回は、今月開催されるダイエット&ビューティーフェアにちなんで、ダイエットサプリーを例に挙げてご説明いたしました。ダイエットサプリーを広告し、販売するには、少なくとも薬機法、特商法、景表法といった複数の法律に抵触しないか、また各種ガイドラインに沿った対応を取れているかを確認する必要があります。複数の法律を調べてルールを確認するのは骨が折れる作業になります。もし新規事業への進出を考えていらっしゃる企業様がいらしたら、どのような事業であっても複数の法律のチェックを要しますので、進出前に一度専門家への相談をおすすめいたします。

丸の内ストリートパーク

丸の内仲通りでは7月27日から9月21日まで、今年も「MARUNOUCHI STREET PARK」が設置されておりました。

丸の内パークビルと明治安田生命ビルの前では、今年ワールドカップが開催されているラグビー日本代表をテーマとした広場がつけられ、ゴールポスト状のブランコや、ラグビーボールをイメージしたテーブル、選手の手形をあしらったベンチが設置されており、道路には芝が敷かれ、備え付けのピクニックシートも自由に使うことができました。

丸の内ストリートパークは、主に夏と冬に開催されており、丸の内情報をチェックしてからお出かけしてみたいかがでしょうか。

執筆者紹介

弁護士 柳澤 里衣

【学歴】

私立雙葉高等学校 卒業
早稲田大学法学部 卒業
早稲田大学大学院法務研究科 修了

【職歴】

平成 30 年 12 月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

平成 30 年 12 月より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。

ヘルス&ビューティーチームとして広告審査を数多く担当し、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行う他、離婚や相続等の一般民事事件も担当している。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

イベント出展・セミナー情報

ダイエット&ビューティーフェア
会場：東京ビッグサイト 西ホール

【イベントブース出展】

2023年9月25日～27日 10:00～17:00

ダイエット&ビューティーフェアにおいて弊所は3日間ブース出展をしております。セミナー終了後には弁護士が待機しておりますので、ご相談事ございましたらお気軽にお立ち寄りください。

イベントへの入場には事前登録が必要です。セミナーは聴講無料。事前申込優先となっております。イベントHPよりお申込ください。

【イベント会場セミナー】

近年の販促広告とその規制の動向

9月25日(月) 13:50～14:10

講師：弁護士・薬剤師 小池 章太

9月27日(水) 13:15～13:35

講師：弁護士 古谷 祐介

美容健康業界の広告規制
～ステマ規制と最新動向

9月26日(火) 10:20～11:10

講師：弁護士 福永 敬亮

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330,000円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp